

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 手数料一覧

2023年4月1日から適用

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(法12条第1項)

区分	延べ面積(m ²)		手数料(円)
標準入力法 (省令第1条第1項第1号イ)	～300m ² 以内	245,000	
	300m ² 超～500m ² 以下	308,000	
モデル建物法 (省令第1条第1項第1号ロ)	～300m ² 以内	94,400	
	300m ² 超～500m ² 以下	120,000	
限定用途(工場・倉庫等)	～300m ² 以内	10,500	
	300m ² 超～500m ² 以下	18,000	

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料(変更、軽微変更)(法12条第2項)

区分	延べ面積(m ²)		手数料(円)
標準入力法 (省令第1条第1項第1号イ)	～300m ² 以内	128,000	
	300m ² 超～500m ² 以下	163,000	
モデル建物法 (省令第1条第1項第1号ロ)	～300m ² 以内	52,400	
	300m ² 超～500m ² 以下	69,000	
限定用途(工場・倉庫等)	～300m ² 以内	10,500	
	300m ² 超～500m ² 以下	18,000	

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(法34条第1項) 2023年4月1日から適用

区分		延べ面積(㎡)	手数料(円)	評価機関審査を受けた場合
一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)	ア. 標準計算表(既存)	200㎡以内	40,400	6,900
		200㎡超え	44,900	6,900
	ア. 誘導仕様基準(新設)	200㎡以内	21,200	6,900
		200㎡超え	22,600	6,900
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	イ. 標準計算表(既存)	戸数が2戸以上4戸以内	79,700	12,200
		戸数が5戸以上10戸以内	131,000	24,200
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分)住宅部分の金額に加える	イ. 標準計算表(既存)	300㎡以内	79,700	12,200
		300㎡超~500㎡以下	131,000	24,200
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	ウ. 誘導仕様基準(新設)	戸数が2戸以上4戸以内	38,100	12,200
		戸数が5戸以上10戸以内	64,000	24,200
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分)住宅部分の金額に加える	ウ. 誘導仕様基準(新設)	300㎡以内	38,100	12,200
		300㎡超~500㎡以下	64,000	24,200
非住宅・複合建築物の非住宅部分	エ. 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)	300㎡以内	258,000	12,200
		300㎡超~500㎡以下	417,000	31,700
非住宅・複合建築物の非住宅部分	エ. 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	100,000	12,200
		300㎡超~500㎡以下	166,000	31,700
複合建築物 全体	住宅の戸数が1戸のものに限る		ア及びエ	
	住宅の戸数が1戸のものを除く		イ及びエ又はウ及びエ	

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査手数料(法36条第1項) 2023年4月1日から適用

区分			手数料(円)	評価機関審査を受けた場合
	延べ面積(㎡)			
工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合 1棟につき			1000	—
一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る)	イ. 標準計算表(既存)	200㎡以内	23,700	6,900
		200㎡超え	26,000	6,900
	イ. 誘導仕様基準(新設)	200㎡以内	13,100	6,900
		200㎡超え	13,800	6,900
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	ウ. 標準計算表(既存)	戸数が2戸以上4戸以内	46,000	12,200
		戸数が5戸以上10戸以内	78,000	24,200
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分)住宅部分の金額に加える	ウ. 標準計算表(既存)	300㎡以内	46,000	12,200
		300㎡超~500㎡以下	78,000	24,200
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅部分)(1戸のものを除く)	エ. 誘導仕様基準(新設)	戸数が2戸以上4戸以内	23,000	12,200
		戸数が5戸以上10戸以内	42,000	24,200
共同住宅等の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合(住宅以外部分)住宅部分の金額に加える	エ. 誘導仕様基準(新設)	300㎡以内	23,000	12,200
		300㎡超~500㎡以下	42,000	24,200
非住宅・複合建築物の非住宅部分	オ. 基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)	300㎡以内	135,000	12,200
		300㎡超~500㎡以下	224,000	31,700
非住宅・複合建築物の非住宅部分	オ. 基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)	300㎡以内	56,200	12,200
		300㎡超~500㎡以下	99,200	31,700
複合建築物 全体	住宅の戸数が1戸のものに限る		イ及びオ	
	住宅の戸数が1戸のものを除く		ウ及びオ又はエ及びオ	

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査手数料(法41条第1項) 2023年4月1日から適用

区分		延べ面積(㎡)	手数料(円)	評価機関審査を受けた場合
住宅	性能基準	200㎡以内	39,000	5,600
		200㎡超え	43,600	5,600
	仕様基準	200㎡以内	20,100	5,600
		200㎡超え	21,600	5,600
共同住宅	性能基準	300㎡以内	78,300	10,900
		300㎡超～500㎡以下	130,000	22,900
	仕様基準	300㎡以内	37,500	10,900
		300㎡超～500㎡以下	64,600	22,900
住宅以外	標準入力法・主要室入力法	300㎡以内	257,000	10,900
		300㎡超～500㎡以下	416,000	30,400
	モデル建物法	300㎡以内	98,700	10,900
		300㎡超～500㎡以下	165,000	30,400